

令和6年10月分から『児童手当』の制度が改正されます

〇お問合せ先

函館市福祉事務所子育て支援課 母子児童担当
電話：0138（21）3267

1. 改正内容

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分から)
支給対象	中学生年代（15歳年度末）まで	高校生年代（18歳年度末）まで
所得制限	あり	所得制限なし
手当月額	3歳未満 一律：15,000円 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 - 中学生 一律：10,000円 - 所得制限以上 一律：5,000円 (特例給付) - 所得上限限度額以上は支給なし	3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
受給資格者	- 監護生計要件を満たす父母等 - 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	
支払期月	3回（2月、6月、10月）	6回：偶数月 （2月、4月、6月、8月、10月、12月） 改正後最初の支給は令和6年12月（10・11月分）になります。
多子加算の 算定対象児童	18歳年度末まで	22歳年度末まで（※）

（※）多子加算の算定対象児童（第3子以降のカウント方法について）

新制度では、高校生年代までが児童手当の支給対象となり、受給者が22歳年度末までの子に対し、**（Ⅰ）経済的な負担を負い、（Ⅱ）監護相当（養育している）の場合（保護者と言える場合）**は、要件児童として数えることができるようになります。

（Ⅰ）・（Ⅱ）の条件を満たし、児童手当の支給額に影響が出そうな場合（22歳年度末までの子を含めて**3人以上**の児童がいる）は「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要となります。（詳しい申請方法については裏面『3. 今回の改正で手続きが必要な方』の『□該当がある方のみ』をご確認ください。）

ただし、22歳年度末までの子であっても、**婚姻し生計を独立している、自立し生計を維持している等、受給者が監護（養育）していると判断できない場合は対象外**となります。

2. 公務員の方の手続きについて

児童の保護者が公務員の場合は、**従来制度どおり、勤務先（所属庁）での手続きが必要となりますので、今回の児童手当の改正に関する申請等については、勤務先（所属庁）にて確認をお願いします。**

（裏面をご確認ください）

3. 今回の改正で手続きが必要な方

手続きが必要な方	必要書類	書類の提出方法等
☐ 新たに受給資格が生じる方 (1) 中学生以下の児童を養育しておらず、 高校生年代（18歳年度末）のみの 児童を養育している方 (2) 未申請の方や所得上限限度額超過により児童手当の支給対象外の方	◆ 児童手当認定請求書（市HPよりダウンロード可） 《必要な添付書類》 ・ 請求者の健康保険証の写し ・ 請求者の普通預金通帳またはカードの写し ◆ 別居監護申立書（市HPよりダウンロード可） ※高校生年代までの児童が他自治体にお住まいの方で、児童を監護している場合に提出が必要です。	☐ 提出先 《郵 送》 〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市福祉事務所子育て支援課 母子児童担当 《窓 口》 ・ 函館市役所本庁舎2階3番母子児童窓口 ・ 各支所（亀田・湯川・銭亀沢・戸井・恵山・樺法華・南茅部）福祉課窓口
☐ 現在児童手当を受給されており、次の児童を有する方 (3) 現在、算定児童として認定されていない高校生年代（18歳年度末）の児童を養育している方	◆ 児童手当額改定認定請求書 （市HPよりダウンロード可） ◆ 別居監護申立書（市HPよりダウンロード可） ※高校生年代までの児童が他自治体にお住まいの方で、児童を監護している場合に提出が必要です。	☐ 提出期限 令和6年10月25日(金) まで【必着】 ※提出期限までに書類が提出されないと12月支給日に支給できません。
☐ 該当がある方のみ (4) 監護している児童について、新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子と、高校生年代までの児童の合計人数が 3人以上 となる場合のみ、申請の対象となります。 ◎ 新たに受給資格が生じる方だけでなく、現在、児童手当を受給中で上記要件に該当する方も提出が必要となります。	◆ 監護相当・生計費の負担についての確認書（市HPよりダウンロード可） 《必要な添付書類》 ○ 学生の場合 ・ 学生証または在学証明書の写し ○ 就労等しているが経済的負担がある場合 次のいずれかを添付していただく必要があります。 ・ 「18歳から22歳の子」の生計費の負担の状況がわかる書類（送金記録の写し等） ・ 居住している住所地の物件に係る賃貸借契約書の写し ・ 「18歳から22歳の子」の健康保険証の写し ○ 無職等で請求者と同居している場合 ・ 「18歳から22歳の子」の健康保険証の写し ※その他に、監護相当・生計費の負担の状況について疑義が生じた際は、これ以外の書類等の提出を求める場合もございます。	※手続き書類については、上記期限までにご提出ください。期限内に提出がない場合（新規認定対象の方）は、令和6年10・11月分の手当の支給月は、令和6年12月ではなく、令和7年2月以降になります。 ※同様に「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。 なお、改正に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできませんのでご注意ください。 ※単身赴任などで児童と別居している場合には、生計中心者である方が居住している市町村で申請する必要があります。

4. 手続きが不要の方

現在、児童手当を受給中の次の方は、今回の改正に伴う手続きは**不要**です。

（認定請求書や確認書等の提出はありません）

- ◆ 中学生以下の児童のみを養育しており、現行制度で認定されている方
- ◆ 中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育しており、現行制度で高校生年代の児童を要件児童として認定されている方
- ◆ 現行制度でも多子加算を受けており、制度改正後、手当額が増額する方（※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。）
- ◆ 新たに多子加算を受けることになり、制度改正後、手当額が増額する方（※18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方を除く。）
- ◆ 現行制度では、所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で**特例給付**を受けている方
※**支給金額が変わる場合は、令和6年12月の支給日までに額改定通知を送付します。**